

第2回協議会で挙げた意見(参考資料)

資料 3-5

No.	ページ数	該当項目	委員意見	修正の有無・修正内容
1	76	10 人権に関する用語説明 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、どのような経緯で生まれた概念なのか、その歴史的背景についての記載を追記してはどうか。	該当部分を修正した。 冒頭に「平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念であり、」を追記した。
2	76	10 人権に関する用語説明 「(追加)ヤングケアラー」 ※指針本文中ではⅢ4(2) ■課題■ (P16)	本文中の記載では、ヤングケアラーの背景までは触れていないこともあるため、用語説明にも加えた方が良いのではないかと。ヤングケアラーの大きい範囲での定義的な説明や、新しい言葉であるため、国の出した文章等を加味した内容の記載を加えてはどうか。	次のとおり用語説明を追加した。 ↓追加した説明 ●ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。 ※この用語説明は厚労省HPから引用しており、多くの自治体HPのヤングケアラーのページで同様の説明がなされている。そのため、ヤングケアラーについて説明するには、上記の説明または「法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている」(厚労省HPトップに記載)というような説明が適切だと思われるが、第2回協議会にて、『本来大人が担うべき家事や家族の世話』や「日常的」という表現は見直しても良いのではないかとのご意見をいただいたこともあり、この内容で追加した。